

東京都廃棄物審議会 東京都廃棄物処理計画の改定について 中間のまとめ【概要版】

◆位置づけ：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づく法定計画であり、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画

◆期間：2016年度から2020年度までの5年間（2050年を見据えた2030年のビジョンを示す）

第1章 資源利用及び廃棄物処理の現状と都が直面している課題

1 資源利用の現状と課題

- 世界の資源消費量の増加により、温室効果ガスの排出、生物多様性の損失や森林の減少など環境影響が増大
- 国連総会で採択された「持続可能な開発目標」の一つに「持続可能な消費・生産
- 東京は大消費地であるだけでなく、企業の本社機能の約5割が集積

2 廃棄物処理の現状と課題

- 事業系廃棄物や建設廃棄物などの資源化に課題
- 廃棄物の最終処分量は2000年度比で大きく減少

3 今後の東京が直面する課題

- 超高齢化・人口減社会の到来に伴い、ごみの分別や排出の困難等の懸念
- 今後想定される首都直下型地震等に対し、事前に処理態勢を準備する必要

第2章 計画の基本的考え方

1 2030年に向けて東京都が目指すべき姿

ライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指していくことが重要

(1) 持続可能な資源利用への転換

－地球規模の環境負荷等の低減にむけて、先進国の大都市としての責任を果たす－

- 資源ロスの削減と循環的利用の推進により資源利用が使い捨て型から循環型に転換
- ストックの価値が重視され、ものを長く大切にする社会が実現
- 低炭素・自然共生・循環型の製品等の選択を通じライフサイクル全体の環境負荷を低減
- 再生資源を積極的に利用していく責任が認識され、資源の循環的利用が大きく前進

(2) 良好的な都市環境の次世代への継承

－世界一の環境先進都市東京にふさわしい資源循環・廃棄物処理－

- 最終処分場の延命化
- 廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分における適正処理の実施
- 環境負荷と社会的費用を考慮した最適な資源循環と廃棄物処理システムの確立
- 超高齢化社会でも人々が参加しやすい適切な廃棄物処理サービスの提供
- 災害発生時、迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実施

2 多様な主体との連携

先進的な企業等、静脈ビジネス、都民・NGO/NPO、区市町村、九都県市等、国、海外諸都市など多様な主体との連携が不可欠

第3章 計画目標と指標

計画目標1 資源ロスの削減

計画目標2 循環的利用量の向上と最終処分量の削減

- 一般廃棄物の再生利用率
2020年度 27% 2030年度 37%
- 最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計）
2020年度 2012年度比14%削減 2030年度 2012年度比25%削減

計画目標3 「持続可能な調達」の普及

計画目標4 適正かつ効率的な処理の推進

計画目標5 災害廃棄物の処理体制

第4章 主要な施策

施策1 資源ロスの削減

- 食品ロス問題に取り組む企業やNGO/NPO等と連携し、家庭や店舗等における消費期限前の食材を効果的に消費するなどの取組を推進
- 使い捨て型ライフスタイルの見直し（リユース容器、レジ袋対策等）など

施策2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進

- 建設工事におけるエコマテリアルの普及促進（持続可能な木材利用、再生砕石・再生骨材・コンクリート・建設泥土改良土の利用促進等）
- 「持続可能な調達」を中小企業を含め広く都内の事業活動に普及

施策3 廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）

- 区市町村と連携した事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり
- 焼却灰のリサイクル促進等による最終処分場の更なる延命化
- リサイクル・廃棄物処理システムの最適化に向けた制度の合理化等

施策4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上

- 区市町村への技術的支援の強化
- 遺品整理、在宅医療廃棄物等、超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討
- 海ごみ対策、ごみの散乱防止・街の美化（主要繁華街で美化活動を推進）
- 古紙持ち去りの根絶に向け、区市町村を支援
- 廃家電等の違法処理を防止するため、不用品回収業者等への指導・健全なリサイクル事業者の育成

施策5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

- 優良な処理業者が市場で優位に立てるよう、第三者評価制度を普及促進、排出事業者に周知
- スーパーイコタウン事業の推進

施策6 災害廃棄物対策

- 首都直下型地震等に備え、東京都災害廃棄物処理計画を2016年度に策定